福岡市公報

令和５年12月７日　第7011号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部改正（第112号）…… 1

○福岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正（第113号）…… 3

告　　示

○市道の区域の変更（第251号）…… 4

公　　告

○一般競争入札の実施（第312号）…… 4

○一般競争入札の実施（第313号）…… 5

○建築協定に加わる旨の意思の表示があった旨の公告（第314号）…… 6

交　通　局

○福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部改正（規程第27号）…… 7

正　　誤

○令和５年８月３日付第6979号（別冊）中正誤…… 7

規　　則

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月７日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第112号

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

（福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正）

第１条　福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（昭和58年福岡市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項第１号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改め、同項第

２号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第７条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第７条第３項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式」に改める。

別記様式中

「

氏　　名		
生年月日	年　　月　　日	男・女

」を

「

氏　　名	
生年月日	年　　月　　日

」に改める。

（福岡市重度障がい者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第２条　福岡市重度障がい者医療費助成条例施行規則（昭和49年福岡市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改め、同項第２号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第７条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第７条第３項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式」に改める。

別記様式中

「

氏　　名		
生年月日	年　　月　　日	男・女

」を

「

氏　　名	
生年月日	年　　月　　日

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。ただし、第１条中福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第12条第１項の改正規定及び第２条中福岡市重度障がい者医療費助成条例施行規則第９条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正前の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則別記様式又は第２条の規定による改正前の福岡市重度障がい者医療費助成条例施行規則別記様式の規定により作成された対象者証であってこの規則の施行の際現に効力を有するものに

ついては、それぞれ第１条の規定による改正後の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則別記様式又は第２条の規定による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例施行規則別記様式の規定により作成された対象者証とみなす。

福岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月７日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第113号

福岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年福岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第３条中「の被扶養者」を「若しくはその被扶養者」に改める。

第４条第１項第２号中「第３条に定める対象者」を「第３条第１項に規定する対象者（以下「対象者」という。）」に改め、同条第２項中「の保護者等」を「又はその保護者等」に改める。

第６条中「15歳」を「18歳」に改める。

第７条第１項第１号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改め、同項第２号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第７条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第７条第３項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式」に改め、同条第２項中「基づき」の次に「認定対象者、」を加える。

別記様式中

「

氏　名		
生年月日	年　月　日	男・女

」を

「

氏　名	
生年月日	年　月　日

」に、「除く）」を「除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。ただし、第７条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の福岡市子ども医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（施行日前における対象者の認定等）

３　区長は、この規則の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について、改正後の規則の規定の例により対象者を認定し、又は対象者証を交付することができる。

告　　示

福岡市告示第251号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第１項後段の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和５年12月７日

福岡市長　髙　島　宗一郎

路線番号	路線名	区間	旧新別	道路の区域	
				敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
博多1528	南本町1528号線	博多区南本町二丁目１番１地先から 同　28番地先まで	旧	7.90～12.10	169.20
			新	7.50～8.00	169.20
博多1560	麦野1560号線	博多区麦野四丁目30番２地先から 同　28番10地先まで	旧	3.75～30.90	254.30
			新	8.00～11.00	254.30

公　　告

福岡市公告第312号

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の６及び福岡市契約事務規則第５条の規定により次のように公告する。

令和５年12月７日

福岡市長　髙　島　宗一郎

1　電子入札に付する事項

業　種	件　名	備　考
建築Ｃ	城南区役所ＺＥＢ化改修建築工事	
	博多南地域交流センター空調設備更新建築工事	
交通安全施設	天神中央公園自転車駐車場駐輪機改修工事	
法面	西部（中田）埋立場場内整備工事	
電気Ａ	令和５年度市営壱岐住宅電気工事	
電気Ｂ	博多南地域交流センター空調設備更新電気工事	
管Ａ	令和５年度市営壱岐住宅管工事	
ほ装Ａ	南区役所駐車場整備工事	
機械	西部工場No．１活性炭吸着塔外修理	

2　詳細は、入札説明書による。

3　入札説明書を次のとおり配布する。

(1)　方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

ＵＲＬ　https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html

(2)　期間

この公告の日から令和５年12月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3)　時間

午前６時から午後10時まで

福岡市公告第313号

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、市有財産を一般競争入札により処分するので、地方自治法施行令第167条の６及び福岡市契約事務規則第５条の規定により次のように公告する。

令和５年12月７日

福岡市長　髙　島　宗一郎

1　入札に付する財産

所　在　地	地　目	登記簿面積	実測面積
福岡市中央区浄水通８番30	宅　地	平方メートル 1,403.12	平方メートル 1,403.12
福岡市城南区片江五丁目1504番１ ほか１筆	ため池 ほか	12,753	12,753.24

２　詳細は、入札説明書による。

３　入札説明書を次のとおり交付する。

(1)　場所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

電話　092-711-4176

(2)　期間

この公告の日から令和６年１月12日まで（日曜日、土曜日及び令和５年12月29日から令和６年１月３日までを除く。）

(3)　時間

午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

福岡市公告第314号

建築基準法第75条の２第２項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者等から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第４項において準用する同法第73条第２項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第75条の２第４項において準用する同法第73条第３項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市局建築指導部開発・建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和５年12月７日

福岡市長　髙　島　宗一郎

１　建築協定の名称

百道３丁目１・３区建築協定

２　意思の表示に係る建築協定区域隣接地

福岡市早良区百道三丁目804番８外４筆

３　意思の表示があった日

令和５年10月23日

交　通　局

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和５年12月７日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第27号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第14条中「次の各号のいずれかに該当する」を「大人又は小児が随伴せずに乗車する」に改め、同条各号を削る。

第35条第１号中「次のいずれかに該当する者」を「指定学校の学生、生徒又は児童」に改め、同号アからウまでを削る。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年12月16日から施行する。

（適用区分）

２　この規程による改正後の福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の規定は、この規程の施行の日の始発列車に係る乗車料金から適用する。

正　　誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇　所	正　　誤	
令和５年 ８月３日	第6979号 （別冊）	1	上から ３行目	誤	○監査公表
				正	○措置報告公表

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています